

希望荘 福祉バス利用規則

福祉バスは、障がい者の社会参加や福祉の増進を目的として運行されるものです。申し込み、ご利用に際しては以下の点にご留意願います。

◆申請について◆

利用申請が出来る団体

- ①熊本市に居住する、または熊本市に活動の拠点を有する、障がい団体とそれに準ずる団体。
- ②熊本市長が認めたもの。
※初めて利用される団体は「新規利用届出書」の申請が必要です。

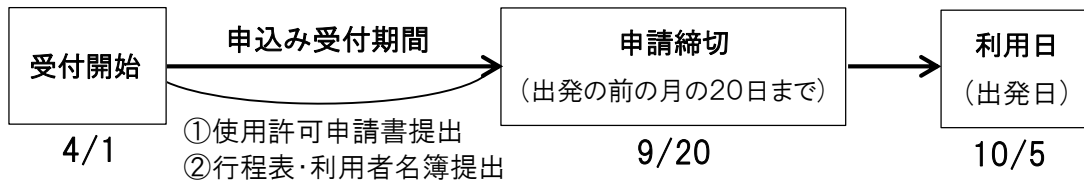
申請受付期間

利用する月の6ヶ月前から利用日の前月の20日まで

※締切日が火曜・祝日の場合は翌開館日までとなります。

※利用する月の6ヶ月前の月の1日の午前9時以前の受付はできません。

(例)利用日(出発日)が10/5の場合、4/1から受付開始、9/20締切



申請方法

希望荘窓口・FAX・郵送にて申込み **※電話やメールでの申込み不可**
代理人による申請が可能です。

事前に空き状況を希望荘に確認し、使用許可申請書を提出して下さい。
申請書を受け付けた時点で予約が確定します。

提出するもの

- ①使用許可申請書
- ②行程表
- ③利用者名簿(15名未満での申請はできません)

専用用紙は希望荘窓口で配布。ホームページからもダウンロードできます。
専用用紙は必ず最新のものをご使用ください。

※事前に、バスの乗降場や駐車場の許可・予約・確保等の手配をお願いします。
(手配は全て利用団体で行っていただきます)

その際、バスの大きさを先方にお伝えください。⇒「福祉バス座席図」参照
※安全や道路状況を考慮し、**時間に余裕のある計画**をお願いします。

書類に不備がある場合、バスを貸し出せないことがあります。

※申請締切以降の変更はできません。

中止の場合は、前日午前中までに必ずご連絡ください。

◆利用について◆

座席数 正座席 24席・車椅子 3席・補助席(シートベルト無し) 5席

※折り畳んだ車椅子を 1 台積み込むことができます。

※以下の場合、補助席使用はできません。

- ①高速道路を利用する時
- ②障がい者および児童の方

発着・乗降場所

原則、希望荘です。

ただし、学校や事業所等の 1 ヶ所で全員が乗降することは認められません。

※一部の方の途中乗降や交代乗降、名簿に記載のない方の乗降は不可。

また、県外利用、宿泊を伴う利用はできません。

利用時間 午前 9 時(希望荘出発)から午後 6 時(希望荘到着)まで

利用料金 無料 ※有料道路や駐車場料金等は、利用団体等の負担です

利用できない日

- ①休館日（火曜日 ただし火曜日が祝日の場合は翌開館日）
- ②祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ③福祉バスの車検・点検日
- ④悪天候またはバスの故障により運行が不能となった時

出発時の確認

当日の出発時、行程及び駐停車場所等をドライバーと確認し、
バスに備え付けの利用点検表を記入してください。

◆注意事項◆

- ①当日は、行程表に記載のない場所への運行や駐停車はできません。
(緊急時を除く)
- ②運行途中のバスへの電話の取り次ぎ、伝言等はありません。
- ③走行中は必ずシートベルトの着用をお願いします。
- ④介護や介助を要する方には、介護者・介助者を付けてください。
- ⑤車両事故以外のケガに対する責任は負いかねます。
各利用団体でのレクリエーション保険等の加入をおすすめします。
- ⑥希望荘職員・ドライバーの指示にご協力をお願いします。
- ⑦車内のゴミはお持ち帰り下さい。
- ⑧バスから下車する際、貴重品はご持参ください
- ⑨きまりを守られない場合は、利用をお断りすることもあります。
- ⑩「新規利用届出書」の内容に変更があった際はご連絡ください。

◆個人情報の取り扱いについて◆

- ・利用者の個人情報については、希望荘利用に関わる目的以外での使用はいたしません。
- ・希望荘での利用が終了した後においても第三者に漏らしません。

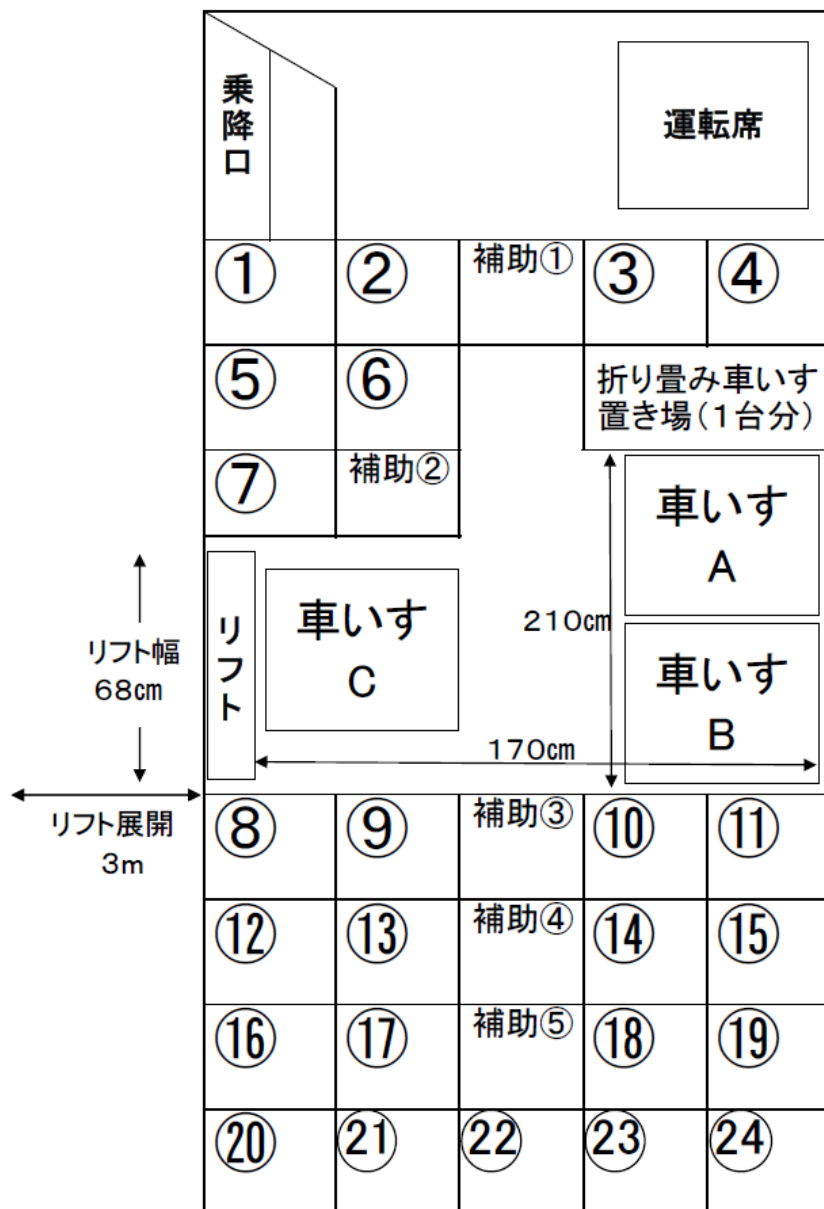
希望荘 福祉バス座席図

特大車3号 (全長約9m・全幅約2.4m・全高約3.1m・ナンバー色は白)

正座席24席 車いす3席 補助席(シートベルト無)5席

※リフトを展開する場合、全幅+3mが必要です

※高速道路を使用する際や障がい者及び児童の方の補助席利用はできません



【お問い合わせ】

熊本市障がい者福祉センター希望荘

〒862-0971 熊本市中央区大江 5-1-15

電話 096-371-5533

FAX 096-364-5309

ホームページ <http://kibousou.com/>

開館時間 9時～18時 休館日 火曜・祝日